

2020年7月11日

柏ビレジ自治会会員各位

柏ビレジ自治会  
会長 シュピンドラー千恵子  
事務局長 杉山 英男



## 自治会館窓口の水曜日休業及びその他のお知らせ

- ① **自治会館窓口業務を** 2020年7月22日(水) より**水曜日休業**とさせていただきます。

事務局事務員の欠員に重ねて業務量がオーバーになっているため、比較的来館の少ない水曜日を閉めることと致しました。

窓口は休業ですが、予約された会議室は通常通りご利用頂けます。

- ② **新型コロナウイルス接触感染防止のための回覧制限を継続**します。  
引き続き緊急のもの（皆様にどうしてもお知らせしなくてはならない情報）以外は当面の間、回覧を自粛させていただきます。

- ③ 2020年4月1日の定時総会において決議された「**柏ビレジ自治会規約（細則）の改正**」について、再度**ご確認ください**。

内容を徹底するため別紙、定時総会資料「第4号議案」をご参照ください。

以 上

## 第4号議案 柏ビレジ自治会規約(細則)の改正

実態にあわせて以下のとおり改正する。

### 細 則

〈現行〉

2. 会費は月額 1 戸500円(但し、防犯灯を含む)とし、毎年、4月、10月の年2回に6ヶ月分徴収する。年度の途中で入会する場合は、その月から9月分まで、または3月分まで入会申込と同時に納入する。

〈変更後〉

2. 会費(含、防犯灯費用)は半期額 1 戸3,000円(但し、月額500円)とし、会員は毎年、4月、10月の年2回に半期分、又は、いずれかの月に一括1年分を収めることとする。年度の途中で入会する場合は、入会申込と同時にその月から起算した額を納入する。

〈現行〉

3. 会費の徴収、預け入れの機関として、三菱東京 UFJ 銀行柏中央支店を指定する。

〈変更後〉

削除

〈現行〉

4. 規約第10条第2項による副会長の会長任務代行順は、柏ビレジ自治会役員名簿順による。

〈変更後〉

削除

以 上